

小中学校の保護者の皆様へ

## 令和3年度から夏季休業日の期間と通知票の配付回数を変更します

令和3年2月 延岡市教育委員会

1 目的 令和3年度以降の新学習指導要領(※1)に基づいた教育活動を展開していくために、令和3年度から以下のとおり、夏季休業日の期間及び通知票の配付回数を新たに設定します。

### 2 変更イメージ

現行	1学期 4/1~8/26		2学期 8/27~12/31		3学期 1/1~3/31	
	春季休業日 4/1~	夏季休業日 7/23~8/26	通知票	冬季休業日 12/25~1/6	通知票	学年末休業日 3/27~3/31
変更後	1学期 4/1~8/31		2学期 9/1~12/31		3学期 1/1~3/31	
	春季休業日 4/1~	夏季休業日 8/1~8/31	通知票	冬季休業日 12/25~1/6	通知票	学年末休業日 3/27~3/31

(※1) 学習指導要領とは、文部科学省が告示する小学校及び中学校等の教育課程（学校教育の内容を系統立てて配列したもの）の基準です。

小学校では令和2年度から新学習指導要領がスタートしています。中学校は令和3年度からスタートします。

### 3 期待される効果

- ・4月はじめに集中していた行事を分散することができるので、子どもが新しい友達や先生方と話ができる機会を増やすことができる。
- ・先生が学期末までじっくりと落ち着いた中で子どもの指導にあたることができるので、子どもの理解を高めることにつなげられる。
- ・学習のまとめまでしっかりとできた上で夏休みや冬休みを迎えるので、学んだことを生かして地域で自主的に学ぶことができ、新学期への意欲を高めることができる。
- ・より長い期間で子どもを見届けることができるので、通知票で成長した姿をしっかりと本人や保護者へ伝えることができる。
- ・じっくりと時間をかけて子どものよさや課題の確認ができるので、今後の手立てを検討できる。

